



## 業務サービス事例紹介 ⑥4 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しで配偶者の収入は増える?!

配偶者控除および配偶者特別控除とは、パート収入など一定所得以下の配偶者がいる居住者（世帯主）の所得から一定所得金額を控除し税負担を軽減する制度で、平成30年度から改正されます。

### ■ 現在の制度の概要

現在の制度の概要は次のとおりです。

#### 【配偶者の所得38万円以下の場合】

「配偶者控除」が適用されます。控除額は38万円（老人配偶者控除48万円）となっています。

#### 【配偶者の所得38万円超76万円未満】

「配偶者特別控除」が適用されます。控除額は最高38万円（配偶者の所得が増えると控除額が少なくなっていく。）となっています。なお世帯主の合計所得金額1,000万円超の場合には適用できません。

### ■ 配偶者控除等の改正点

配偶者控除額は世帯主の合計所得金額に応じて次のように改正されています。

世帯主の合計所得金額	配偶者控除	老人配偶者控除
1,000万円超	適用なし	適用なし
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
900万円以下	38万円	48万円

配偶者特別控除額は世帯主の合計所得金額と配偶者の所得の区分に応じ次のように改正されています。

世帯主の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	
	38万円超 85万円以下	85万円超 123万円以下
950万円超 1,000万円以下	13万円	配偶者の所得に応じて段階的に控除額が逡減します。
900万円超 950万円以下	26万円	
900万円以下	38万円	

### ■ 配偶者が収入を増やすと…

現行法では配偶者の所得が103万円を超えると世帯主の配偶者特別控除が減少し所得税が増えるという影響がありますが、配偶者特別控除の改正により、合計所得金額900万円以下の世帯主は配偶者の所得が85万円（給与収入のみであれば150万円）以内であれば38万円の所得控除を受けられるようになります。このため配偶者がパート給与を103万円から130万円

に増やしたとしても、合計所得金額900万円以下の世帯主の所得税は変わりません。そこで合計所得金額900万円以下の世帯主の配偶者がパート給与を103万円から130万円に増やした場合の影響額を比較すると、次の表のとおり配偶者の年収は27万円増える一方で税金が39,900円増加するため、手取額は23万円ほど増加します。

配偶者給与	所得税	住民税所得割	手取額
103万円	0円	2,300円	1,027,700円
130万円	13,700円	28,500円	1,257,800円

### ■ 社会保険料も検討しましょう。

ただし、「扶養」というのは税だけの概念ではありません。社会保険にも「扶養」という概念があります。社会保険（厚生年金含む）はパート勤務であっても年収130万円※以上で加入する義務があります。

※60歳以上又は障害者の場合は180万円となります。

また従業員501名以上の大企業に週20時間以上勤務し、1年以上勤める見込みがある場合には、学生を除き加入義務が生じます。

社会保険は世帯主が個人事業主か給与所得者かによって、加入している健康保険や年金の制度が異なってくるため、影響額を計算することは難しいのですが、それまで世帯主の健康保険に加入していたとすれば、配偶者は世帯主とは別に支払わなければならないですし、サラリーマンの主婦は国民年金の第3号被保険者となっているため年金の納付が免除されていた状態から納付をしなければならなくなりますので、その影響は税金よりも注意しなければならないと言えます。

### ■ パート収入を増やすべきか

税制改正前から、税金の扶養の対象でなくなっても手取額は増えるが、社会保険の扶養の対象から外れると世帯収入は余り変わらないことがあるので注意が必要であるということは指摘されてきました。

また、配偶者の収入が一定基準を超えると、世帯主が勤務する会社から配偶者手当などが支給されなくなったり、健保組合によっては健康保険の被保険者から外れてしまったりすることもありますので、税制だけでなく、様々なことに気を付ける必要があります。

執筆（文責） 税理士法人東京総合経営  
税理士 富処 正義

\*社会保険関係については川崎事務所にお問い合わせください。